

中心市街地回遊・賑わい創出イベント支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧市内の西側にある文化・スポーツ施設の来場者をまちなかに呼び込み更なる賑わいの創出やまちなか回遊賑わいづくりを目的として、中心市街地の一定のエリアにおいて商店街組織等が実施するイベントに要する費用に対して支援することに関し、支援の内容について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地エリア 株式会社まちづくり延岡が別に指定する地域をいう。
- (2) 商店街組織 レーヨン通り商店会、三軒家商店会、大師通り商店会、山下新天街商店街振興組合、祇園中通り商店会、協同組合祇園町銀天街商店街、協同組合延岡中央商店街、安賀多商店街振興組合及びのべおか駅まちモールをいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、商店街組織、延岡市商店会連合会、延岡商工会議所、延岡市三北商工会又は法人格を有する団体若しくは規約等の定めがある団体であって、中心市街地エリアにおける賑わいづくりに取り組む市内に存する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する団体は、支援対象者とししない。

延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団に該当する団体又は団体の構成員に同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者が所属する団体

(支援対象事業)

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、まちなかの賑わい創出や回遊性を向上させることを目的に、下記の期間内に実施するイベントで、以下の要件を満たす事業であること。

- (1) まちなかの賑わい創出や回遊性を向上させるイベントや仕組みがあること
- (2) イベント実施期間 令和7年10月1日から令和7年11月30日
- (3) 開催場所
 - ①延岡市駅前複合施設「エンクロス」周辺
 - ②山下新天街
 - ③サンロード栄町
 - ④祇園町銀天街

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、支援対象事

業としない。

- (1) 企業等が主に収益目的のために行う事業
- (2) 活動の全てが入場料を徴収する等有料で行う事業
- (3) 特定の者又は特定の団体等のみを対象とする事業
- (4) 国、県、市等による他の支援金の交付を受け、又は受ける予定となっている事業
- (5) 政治、宗教活動等を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) その他株式会社まちづくり延岡が不適当と認めた事業

(支援対象経費)

第5条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。この場合において、規則第6条第1項に規定する支援金の交付の決定をした日以前に行った発注、契約等に係る経費は、支援対象経費としない。

- (1) 広告費
 - ア チラシ、ポスター等印刷費
 - イ ホームページ作成費（支援対象事業の告知に関するものに限る。）
 - ウ 新聞、ラジオ、テレビ等による広告費
 - エ 看板の作成費及び設置費
- (2) 会場費
 - ア 会場借上料
 - イ 会場の設営費及び撤去費
 - ウ 警備費
- (3) 謝金（司会、タレント等の出演料、旅費及び宿泊費とする。）
- (4) 人件費（支援対象事業の実施のため臨時的に雇用するアルバイト等の人件費に限る。）
- (5) 景品費
- (6) 消耗品費
- (7) その他必要と認める経費

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた支援対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）又は30万円のいずれか低い額とする。

- 2 3つ以上の団体が同日にイベントを開催し、連携して回遊性のある企画を行う場合の支援金の額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた支援対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨てる。)又は1団体当たり50万円のいずれか低い額とする。

ただし、3つ以上の団体が連携し、イベントを同日開催する場合はそれぞれの団体が開催場所の①から④の別々の場所で開催すること。

(申請手続等)

第7条 支援金の交付の申請をしようとする者は、支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書面を添えて、株式会社まちづくり延岡が別に定める期日までに株式会社まちづくり延岡に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 暴力団等との関係に係る誓約書(様式第3号)
- (4) 役員等名簿
- (5) 団体の規約等(団体の目的、構成員等が分かる書類)
- (6) その他株式会社まちづくり延岡が必要と認める書類

(書類審査)

第8条 株式会社まちづくり延岡は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容について、次に掲げる事項の書類審査を行うものとする。

- (1) 支援対象者としての該当性
- (2) 支援対象事業としての該当性
- (3) 支援対象経費としての該当性

(選定会議)

第9条 株式会社まちづくり延岡は、前条の規定による書類審査を通過したものについて、次に掲げる事項を支援金の交付の申請をした者から聴取するため、選定会議(以下「会議」という。)を行うことができる。

- (1) 事業の目的及び内容
- (2) 事業の実現性
- (3) その他株式会社まちづくり延岡が必要と認める事項

2 会議は、委員5名以内をもって組織する。

3 会議の委員は、県及び市の行政機関の職員並びに専門的な知見を有する外部委員とする。

4 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

5 会議は、第1項の規定により聴取した内容を株式会社まちづくり延岡に報告するものとする。

(支援金の交付の決定)

第10条 株式会社まちづくり延岡は、第8条に規定する書類審査及び前条の

規定による会議を行った場合は、前条第5項の規定により報告された内容を勘案した上で、支援金を交付すべきものと認めたときは速やかにその旨を支援金交付決定通知書（様式第4号）により、支援金を交付することが不適当と認めたときは速やかにその旨を支援金不交付決定通知書（様式第5号）により支援金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 支援金の交付の申請をした者は、支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、支援金の交付の決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業の中止又は変更）

第12条 支援金の交付の決定の通知を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、支援事業を中止し、又は変更しようとするとき（株式会社まちづくり延岡が認める軽微な変更を除く。）は、あらかじめ支援事業中止・変更承認申請書（様式第6号）により株式会社まちづくり延岡に申請し、承認を受けなければならない。

2 株式会社まちづくり延岡は、前項の申請を承認したときは第10条の規定に準じ通知するものとする。

（実績報告）

第13条 支援事業者は、支援対象事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して20日を経過する日又は株式会社まちづくり延岡が別に定める期日のいずれか早い日までに支援事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、株式会社まちづくり延岡に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書（様式第8号）
- (2) 支援対象経費の領収書等
- (3) 事業報告書
- (4) 写真等の支援対象事業の遂行を証するもの
- (5) その他株式会社まちづくり延岡が必要と認める書類

（支援金の額の確定）

第14条 株式会社まちづくり延岡は、支援事業の完了の報告を受けた場合においては、支援事業実績報告書及び前条第1項各号に掲げる書類の審査により、その報告に係る支援事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適

合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金額確定通知書（様式第9号）により支援事業者に通知するものとする。

- 2 株式会社まちづくり延岡は、前項の規定による支援金の額の確定を行ったときは、前条第1項第2号に規定する領収書等を支援事業者に返却するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、支援事業の内容に応じ、株式会社まちづくり延岡が必要がないと認める場合には、交付すべき支援金の額の確定を省略することができる。

（支援金の請求及び交付）

第15条 支援事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、支援事業が完了した後において支援金請求書（様式第10号）を株式会社まちづくり延岡に提出しなければならない。

- 2 株式会社まちづくり延岡は、前項に規定する支援金の請求があったときは、支援金を交付するものとする。ただし、株式会社まちづくり延岡が支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第10条第1項の規定による支援金の交付決定通知をした後に、支援事業者の請求により、概算払又は前金払の方法で交付することができる。

（決定の取消し等）

第16条 株式会社まちづくり延岡は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
 - (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 社会的信用を失する行為を行ったとき。
 - (4) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) 支援金の請求時において、支援対象者の要件を満たさなくなったとき。
- 2 前項の規定は、支援金を交付し、又は交付すべき支援金の額を確定した後においても適用する。

（支援金の返還）

第17条 株式会社まちづくり延岡は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した支援金があるときは、当該支援金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。